

換地処分通知書の送付に代わる公告

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）鍋島本村地区に係る土地改良法の規定に基づく換地処分をするに当たり、当該処分に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のうち、換地処分通知書（以下、「通知書」という。）を送付することができないものについて、土地改良法第 112 条及び同法施行規則第 90 条第 1 項の規定により通知書の要旨を、次のとおり公告する。

また、同規則第 90 条第 3 項の規定により通知書を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該通知書は、佐賀県農林水産部農地整備課において保管しており、これを交付するので、該当者は出頭のうえ受領すること。

令和 8 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

記

- 1 送付を受けるべき者の氏名
別紙のとおり
- 2 要旨
土地改良法第 89 条の 2 第 9 項の規定に基づき換地処分を行う。
なお、この換地処分の効果は、土地改良法第 89 条の 2 第 10 項において
準用する同法第 54 条第 4 項の公告がなされた日の翌日から発生する。
- 3 縦覧期間
令和 8 年 8 月 27 日 から 令和 8 年 9 月 9 日まで
- 4 縦覧場所
佐賀市役所